

5. 熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の行為の制限に関する事項

下記に該当する行為については、届出が必要です。（※条例、規則に定める適用除外となる行為は除きます。）

■届出対象行為

区分		①バッファゾーン	②世界遺産を結ぶ 歩行者動線沿道 (境界から50m、200m)	③その他の地域
建築物の新築、増築、改築 等		全ての行為	高さ10m超または 延べ面積500㎡超	高さ13m超または 延べ面積1,000㎡超
工作物の新設、 増築、改築 等	(1) 製造施設、貯蔵 施設、遊戯施設 等の工作物	全ての行為	高さ10m超または 築造面積500㎡超	高さ13m超または 築造面積1,000㎡超
	(2) 広告塔、広告 板、装飾塔等	全ての行為	高さ10m超	高さ13m超
	(3) その他の工作物	全ての行為	高さ10m超	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発 行為		全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取等、土地の形 質の変更		全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物等、物件の 堆積		全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超
水面の埋立て		全ての行為	—	—

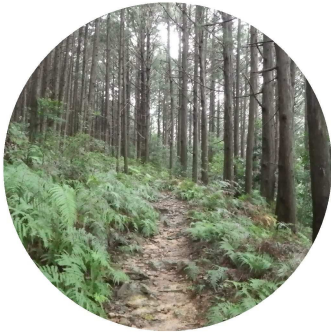
■制限の基準（特定景観形成地域以外の区域からの追加・上乗せ基準）

届出対象行為		①バッファゾーン	②世界遺産を結ぶ 歩行者動線沿道 (境界から50m、200m)	③その他の地域
共通事項		文化財的価値の高い貴重な景 観を極力保全する	周囲の景観との調和を図る	周囲の景観との調和を図る
建築物の建築等 ／工作物の建設 等	位置・規模	周辺景観への配慮 (高さ13m、水平投影面積 1,000㎡を超えない規模等)	・石垣、庭木、植え込みなど の保全 ・集落景観、山なみを著しく 妨げない位置及び規模等	眺望点から見たときに ・山稜のスカイラインから突 出しない位置及び規模 ・海岸の眺望を妨げない位置 及び規模
	形態・意匠	周辺景観に著しい影響を及ぼ さない	歩行者動線から見たときに周 辺との調和へ配慮	眺望点や歩行者動線からの眺 望への配慮
	色彩	周辺景観に著しい影響を及ぼ さない	外観の基調色は色相0.1R～2. 5Yは彩度6以下、それ以外は 彩度4以下	(特定景観形成地域以外の区 域と共通)
	素材・緑化・その他	(特定景観形成地域以外の区域と共通)		
開発行為／土地 の形質の変更／ 土石の採取等	位置・規模	周辺の景観に著しい影響を及 ぼさない	歩行者動線から見たときに周 辺との調和へ配慮	眺望点や歩行者動線からの眺 望への配慮
	緑化	(特定景観形成地域以外の区域と共通)		
屋外における物 件の堆積	位置・規模	周辺の景観に著しい影響を及 ぼさない	歩行者動線から見たときに周 辺との調和へ配慮	眺望点や歩行者動線からの眺 望への配慮
	方法・緑化	(特定景観形成地域以外の区域と共通)		
水面の埋立て		周辺の景観に著しい影響を及 ぼさない	—	—

◆和歌山県の景観施策についてのお問い合わせは...



和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL：073-441-3228 FAX：073-441-3232
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/>



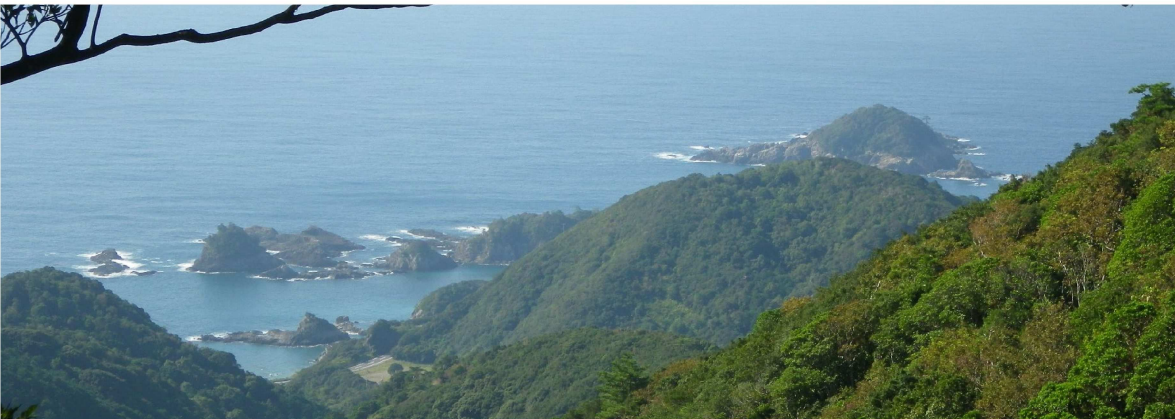
文化財的価値を持つ熊野古道及び沿道景観



世界遺産の「草堂寺」「富田坂」「仏坂」
「長井坂」を結ぶ歩行者動線の沿道景観



熊野古道と一体となり文化的景観としての
価値を持つ眺望景観



和歌山県



1. 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

■背景

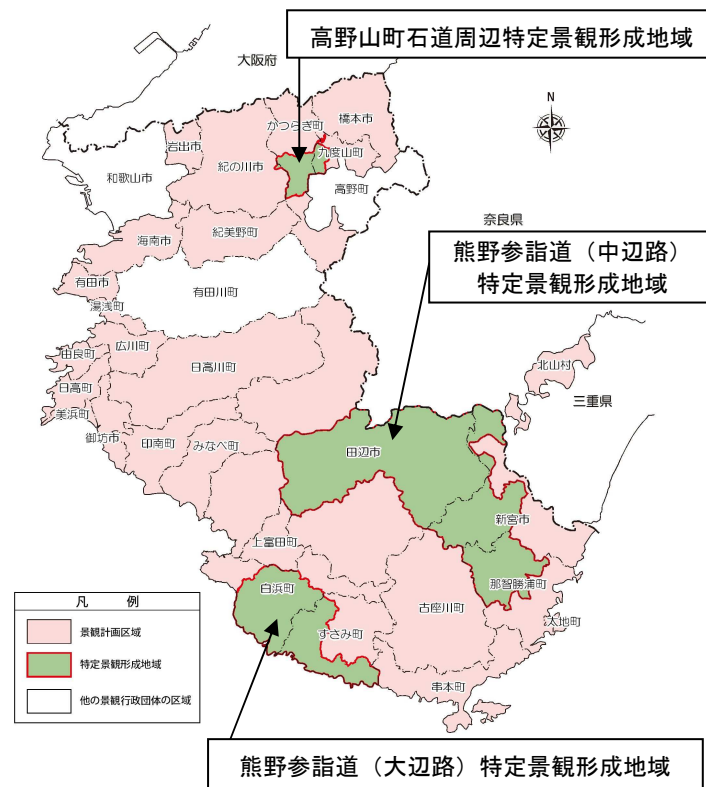
景観法の制定と同時期に、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、参詣路沿道や周辺の集落、自然環境を含めた文化的景観の保全が必要となってきました。

■県の取り組み

和歌山県は、景観施策の骨格となる景観条例を施行するとともに、景観法に基づく景観計画を策定し、県の景観施策の基本的な枠組みを整えました。

また、景観計画区域の中で特に重要であると認められる地域を特定景観形成地域に指定し、地域特性に応じた景観形成の基本方針や行為の制限を設定し、現在届出制度を実施しながら、地域の特性を活かした良好な景観形成を図っています。

■和歌山県景観計画（特定景観形成地域）の区域



3. 現況からみる景観の類型化

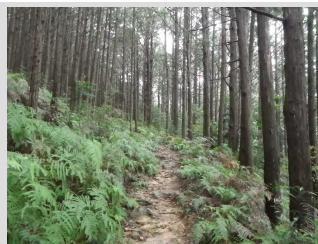
熊野参詣道（大辺路）の景観特性を3つに分類し、良好な景観を誘導します

①熊野古道（世界遺産）の景観

世界遺産として登録されている景観

文化財的価値を持つ

熊野古道及び沿道景観を保全する



②世界遺産区域を結ぶ歩行者動線の沿道景観

○自然歩道や里山の農村景観

地域の景観の価値を

損なわないよう景観を保全する



○生活道路として利用される県道や国道の沿道景観

熊野古道の散策ルートとして熊野古道全体の価値を損なわないよう沿道景観を保全する



③熊野古道（世界遺産）から望む景観

眺望点から見える範囲（可視領域）の景観

文化的景観としての

価値を持つ眺望景観を保全する



2. 熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域

■熊野参詣道（大辺路）

熊野参詣道（大辺路）及びその周辺地域は、海と山の織りなす美しく雄大な自然に囲まれ、幾重の歴史を人々の暮らしとともに積み重ねてきた場所であり、世界遺産に登録されるなど和歌山県を代表する景観の一つです。

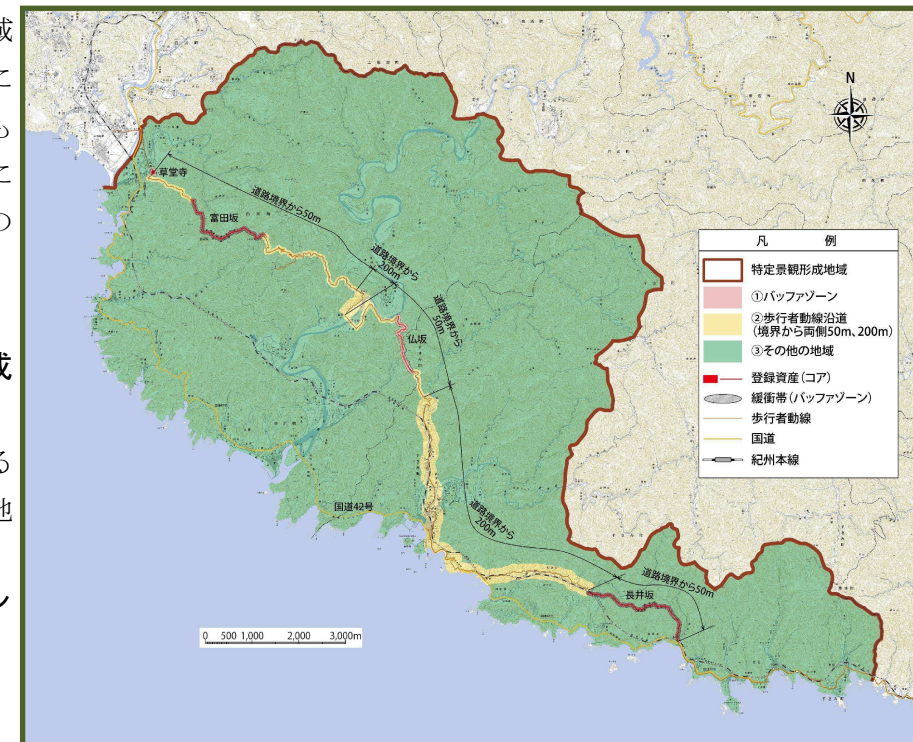
■熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の指定

当地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう下記の範囲を基本として地域を設定しました。

○世界遺産のコアゾーン、バッファゾーン

○世界遺産を結ぶ歩行者動線

○熊野参詣道（大辺路）からの可視領域



4. きめ細かな区域設定による届出制度の実施

景観特性に応じた区域設定により、きめ細かな届出制度を実施します

①バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○熊野古道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全します。

②歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）

○世界遺産を結ぶ歩行者動線として、また紀南地域の主要な観光動線として、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ります。

③その他の地域

○熊野古道及び世界遺産を結ぶ歩行者動線から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ります。
○眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイライン、海岸線の眺望を保全します。

